

統括防火管理制度で必要となる届出

1 統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書

(1)現に共同防火（防災）管理協議事項が作成されている、又は新たに作成する場合

統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書

防火（防災）管理講習修了証の写し等（防火（防災）管理者の資格を有することを証明するもの）

共同防火（防災）管理協議事項の写し（現に共同防火管理協議事項が作成されている場合は、統括防火（防災）管理者の要件に係る内容確認書が必要です。）

(2)共同防火（防災）管理協議事項を作成しない場合

統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書

届出者一覧表（連名方式）又は委任状と管理権原者一覧表（主要な者に選任等を一任する方式）（いずれも届出者を全員記載すること）

統括防火（防災）管理者の要件に係る確認書

防火（防災）管理講習修了証の写し等（防火（防災）管理者の資格を有することを証明するもの）

2 全体についての消防計画作成（変更）届出書

(1)現に共同防火（防災）管理協議事項が作成されている、又は新たに作成する場合

全体についての消防計画作成（変更）届出書

全体についての防火（防災）管理に係る消防計画

これまでに共同防火（防災）管理協議事項届を消防署に届出済みの場合、消防法令改正により追加又は変更となった部分のみを添付して届出することができます。

共同防火（防災）管理協議事項の写し（当該協議事項を添付した統括防火・防災管理者選任（解任）届出書を同時に届出する場合は不要です。）

(2)共同防火（防災）管理協議事項を作成しない場合

全体についての消防計画作成（変更）届出書

届出者一覧表（連名方式）又は委任状と管理権原者一覧表（主要な者に選任等を一任する方式）（いずれも届出者を全員記載すること）

全体についての防火（防災）管理に係る消防計画